

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：埼玉県（知事部局等）

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.7%
全職員	83.9%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.1%
本庁課長相当職	103.5%
本庁課長補佐相当職	97.7%
本庁係長相当職	97.3%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.8%
31～35年	96.7%
26～30年	93.8%
21～25年	91.3%
16～20年	89.9%
11～15年	90.0%
6～10年	92.2%
1～5年	93.7%

#### 【説明欄】

- 扶養手当、住居手当は、男性職員に支給されている場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約89%、住居手当の受給者に占める男性の割合は約71%である。
- 一人あたりの時間外勤務手当の平均支給額において、男性の支給額に対する女性の支給額の割合は、約82%である。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

※ フルタイム勤務ではない会計年度任用職員等の一部の職員は、勤務時間に応じて人数を換算している。

**【参考】令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表**  
**(扶養手当及び住居手当を除いて算出した場合)**

**【説明欄】**

扶養手当及び住居手当については、男女どちらがこれらの手当を受給するかは個人の選択であり、採用・登用や継続勤務年数等によって差異が生じるものではない。  
 そのため、上記の手当を除いた情報も別途公表するもの。

**1. 全職員に係る情報**

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.7%
全職員	85.5%

**2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報**

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

**(1) 役職段階別**

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.1%
本庁課長相当職	105.3%
本庁課長補佐相当職	99.8%
本庁係長相当職	99.6%

**(2) 勤続年数別**

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.7%
31～35年	98.2%
26～30年	96.0%
21～25年	93.9%
16～20年	92.8%
11～15年	92.8%
6～10年	94.2%
1～5年	95.0%

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。  
 ※ フルタイム勤務ではない会計年度任用職員等の一部の職員は、勤務時間に応じて人数を換算している。